小・中学生のための法教育

直方市長　壬生隆明

私は、市長に就任したとき、この街で小学生や中学生を対象に法教育を実践したいと考えていました。まだ、実現していませんが、法教育は大切なものだと考えています。

では、法教育とはどういうものでしょうか。私たちは、大学や職場で法律を学ぶことはありますが、小学校や中学校で法律を学ぶことはありません。小・中学生のための法教育とは、法律を学ぶものではありません。では何を学ぶのでしょうか。それは、法つまりルールについて学ぶことをいいます。

子どもの世界にも争いがあります。例えば、いたずら好きな子どもが、友達を困らせようとして友達の消しゴムを隠したとき、子ども同士で争いが起きます。消しゴムを隠された子どもは、誰が自分の消しゴムを隠したか犯人探しをします。もし、犯人がわかったら、どうするでしょうか。言葉で責めることもあるでしょうし、ごめんなさいと言わせるかもしれません。あるいは、犯人に暴力を加えて報復するかもしれません。

こういう争いが起こったとき、この争いをどのように解決すればいいでしょうか。そもそも、なぜ、解決する必要があるのでしょうか。このありふれた子ども同士の争いとその解決というなかに法教育で取り上げる問題が全て含まれています。

例えば、

▼なぜ他人の消しゴムを隠してはいけないのでしょうか。

▼消しゴムを隠した犯人がわかったというのはどういうことでしょうか。

▼ある子どもが犯人だとして、なぜその子が消しゴムを隠した犯人だと判断できたのでしょうか。

▼犯人だと判断するためには何が必要でしょうか。

▼その子が犯人だと誰が判断するのでしょうか。

▼この子ども同士の争いをなぜ解決する必要があるのでしょうか。

▼どのように解決すればいいのでしょうか。

▼子ども同士で解決すればいいのでしょうか、それとも他の誰か、例えば学級委員長や担任の先生、校長先生が間に立って解決したほうがいいのでしょうか。

▼それはなぜでしょうか。

▼消しゴムを隠した子どもに罰を与える必要があるでしょうか。

▼その罰はどのようなものがいいでしょうか。

▼その子に罰を与えるのは誰がいいでしょうか。

▼その子に罰を与えるためには、その子の言い分を聞かなくてもいいのでしょうか。

▼罰を与えるにしろ与えないにしろ、どうすればその子は許してもらえるのでしょうか。

▼許すとはどういうことでしょうか。

▼なぜ、許すことが必要なのでしょうか。

皆さんの答えはどうでしょうか。普段の生活の中でこのようなことを考えることはほとんどないと思います。でもテレビドラマや新聞の報道で、様々な事件や争いが起こっています。そのような様々な事件や争いは、どのように解決されているでしょうか。隣近所の争いもあれば、国際紛争もあります。最も悲惨な争いは戦争です。そして、子どもの世界に目を転ずれば、イジメの問題があります。どのようにすればイジメを予防し、イジメを無くして、子どもたちが安全で安心して学校生活をおくることができるのでしょうか。不幸にしてイジメが起こったとき、イジメをした子どもたちにどのように対応すればいいのでしょうか。そして、イジメを受けた子どもにどのように接し、どのような支援をすればいいのでしょうか。

法教育の目的は、このような様々な問題や課題について、考える力を学び、身につけることにあります。それは、単に子どもだけではなく、私たち大人も学ばなければなりません。私が、あえて小・中学生のための法教育と言ったのは、小学生や中学生のころから、こうした問題や課題について関心をもち、考え、解決する力を養うことが必要だと考えているからです。そうすることによって、自己中心的ではなく、他人のことに想いを寄せることができる、より良い社会が実現できると信じているからです。法教育は、きっとこの街を豊かにするでしょう。